

家庭用消火器の新しいリサイクルシステムが始まりました

～平成18年10月1日から～

クリーン推進課 ☎(23)8153

廃消火器の安全なリサイクル、不法投棄の低減を図るため、「家庭用廃消火器のリサイクルシステム」が平成18年10月1日から始まりました。

このシステムは、今まで各自治体で取り扱いが様々であった廃消火器の取り扱いを、全国どこでも同じ方法・料金で回収サービスの申し込みができるものです。

現在、佐野市では、「廃消火器」は処理困難なものとして、取り扱いしていませんが、このシステムができたことにより、廃消火器を処分される方は自己負担により処理をすることができるようになりましたが、あくまでもこのシステムは、法的なもの（強制）ではありません。

Q 消火器のリサイクルって何？

A 2005年9月8日の環境省告示により、メーカーなどが消火器を広域的にリサイクル処理することが可能になりました。メーカーは、廃消火器を回収し、リサイクルを行うために指定のリサイクル処理施設へ配送して、消火器の再資源化を行います。



Q どんな消火器でもいいの？

A 対象は、家庭から排出される消火器です。エアゾール式簡易消火具、取扱説明書、その他ヘルメットなどの防災グッズは対象外です。

Q 料金はいくらくらいかかるの？

A リサイクル料金は、2,310円/1本（税込）です。ただし、排出される消火薬剤3キログラムもしくは3リットルを超える大きな消火器である場合は、別途費用が必要です。

◆お問い合わせ先 消火器エコサイクル事務局（フリーダイヤル）☎0120 - 611721
受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

知っていますかごみの処理 -No.20-

清掃事業課(みかもクリーンセンター)☎(22)2654
(葛生清掃センター)☎(86)4351

ごみの出す時間を守ってください

ごみは、収集日当日の午前8時までで決められたごみステーションへ出してください。収集日以外の日や夜間、当日の午前8時以降には、絶対に出さないでください。

消費者情報「21」

ガス器具の使用に注意

秋から冬へと季節の移ろいに伴い、ガスの使用もしいに増加してくる時季になりましたが、ガスの使用に際し次のことに注意し、安心・安全な消費生活を送りましょう。

○「屋内設置型」ガス器具をご使用の場合

・煙突があり、排気ファンが付いている「屋内設置型湯沸器・風呂がま」をお使いの方は、次の2点を確認してから使用してください

- ①排気ファンの作動音が聞こえることを確認する
- ②電源が入っていることを確認する
- ・換気や日頃の点検を心がける
- ①ガス機器の使用中は、十分な換気を
- ②煙突などの給排気設備は、日頃の点検を

○「浴室内設置型」ふる釜をご使用の場合

・煙突式（CF式）風呂がまをご使用の場合は、次のような点検で安全確認をしてください

- ①煙突に鳥が巣を作っていないか？
- ②排気ガスが漏れていないか？
- ③お風呂を使用中に、いやな臭いがしないか？
- ④煙突の破れ、はずれはないか？

・お風呂を沸かしているときやシャワーを使っているときに、台所の換気扇を使用すると、風呂がまの排気が浴室室内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こす場合があります

○日頃から、次のことに注意してください

- ①給気口や換気口がふさがっていると、浴室内の空気が不足して一酸化炭素中毒を起こしますので、絶対にふさがさない。給気口がないときは、浴室の窓やドアを開けて使用する
- ②排気が正しく行われているかは線香、またはタバコの煙でテストしてください

※不明な点はお取り引きのガス会社・燃料店にお尋ねください

消費生活センターは月々金曜日 午前9時～午後4時
(土・日曜日、祝日、年末年始はお休みです)

佐野市役所田沼庁舎内 ☎(61)1161

